

長野県聴覚障がい者 情報センターだより

2023.12

No.
60

発行：長野県聴覚障がい者情報センター

〒381-0008 長野県長野市下駒沢586 サンアップル2階 Fax 026-295-3567 Tel 026-295-3530
http://www.nagano-choujou.com E-mail : info@nagano-choujou.com

特集 補聴器や日常生活用具の購入費支給について

補聴器（補装具）や日常生活用具は必要不可欠ですが、高額なので、買うのをためらってしまうことがあります。しかし市町村で購入費の一部を支給する制度があります。どんな方法で手続きをすればいいのか紹介します。

補装具とは

身体機能を補完・代替する用具のことです。
聴覚障がい者の場合、補聴器や人工内耳が該当します。

補聴器

- ポケット型
- 耳掛け型
- 耳あな型
など



人工内耳

- 人工内耳用音声信号
処理装置修理



日常生活用具とは

生活に便利な機器のことです。
フラッシュライトやFAX、アイドラゴンが該当します。

聴覚障害者用屋内信号装置

- フラッシュライト
- アラームクロック



ドアセンサーや火災警報機等の発信器と組み合わせて使用

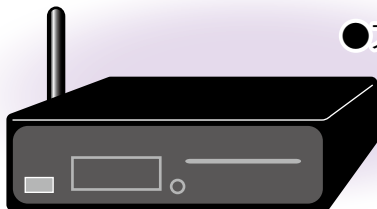
聴覚障害者用通信装置

- FAX



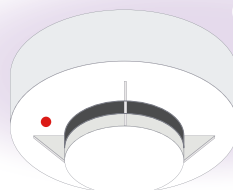
聴覚障害者用情報受信装置

- アイドラゴン



火災警報機

- 火災報知器



補装具の購入費支給について

補聴器

- 対象者**：身体障害者手帳のある聴覚障害者
- 対象補聴器**：ポケット型、耳かけ型、耳あな型など
- 費用**：1割は自己負担、世帯の所得によって負担上限月額が設定されます。また、基準額を超えた場合の差額は自己負担です。

■**手続方法**

- ①購入する前に市町村窓口へ相談してください。
市町村窓口から申請用紙をもらい、記入します。
- ②補聴器店で購入予定の補聴器の見積書をもってください。
- ③市町村に申請する書類と補聴器の見積書を市町村窓口に出します。
更生相談所の判定が必要な場合もあります。
- ④市町村役場から本人と補聴器店に支給決定通知が送られます。
- ⑤そのあと、補聴器店から補聴器を購入してください。
そのときに自己負担額を支払います。

修理する場合も手続きは同じです。

補聴器支給には耐用年数が決まっています。支給を受けたあと、耐用年数内で再度購入した場合、支給はありません。すべて自己負担での購入になります。

対象補聴器や支給金額は市町村によって異なります。

詳しくは市町村の障害福祉窓口へ相談するか市町村のホームページをご覧ください。



人工内耳

- 対象者**：身体障害者手帳のある聴覚障害者
- 対象機器**：音声信号処理装置のうち保険適用外の場合、修理費の一部
- 費用**：1割は自己負担、世帯の所得によって負担上限月額が設定されます。

人工内耳を装用するとき、人工内耳の手術やそれに付随する装置（機器）は健康保険が適用されます。人工内耳の装置は体の外につけるものと、体の内部につけるものがあります。

体の外につける体外装置のうち、音声信号処理装置に対して保険適用外の場合に修理費の一部が給付されます。体外装置のうち、送信コイルなど音声信号処理装置以外の部分は対象外です。

また、市町村独自で交換に対して給付しているところもあります。詳しくは市町村の障害福祉窓口へお問い合わせください。



**人工内耳
音声信号
処理装置**

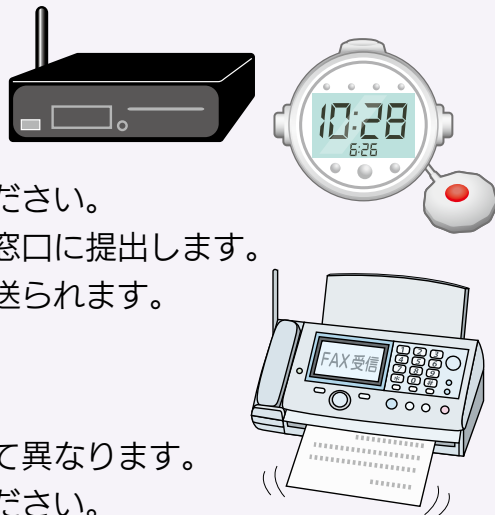
日常生活用具の購入費支給について

- 対象者：身体障害者手帳のある聴覚障害者
- 費用：1割は自己負担。また、基準額を超えた場合の差額は自己負担です。

■ 手続方法

- ①購入する前に市町村窓口へ相談してください。
市町村窓口から申請用紙をもらい記入します。
- ②販売店で購入予定の機器の見積りをもらってください。
- ③市町村に申請する書類と機器の見積書を市町村窓口へ提出します。
- ④市町村役場から本人と販売店に支給決定通知が送られます。
- ⑤そのあと、販売店から購入してください。
そのときに自己負担額を支払います。

※障害等級や対象機器、支給金額は市町村によって異なります。
詳しくは市町村障害福祉窓口へお問い合わせください。



難聴児に対する補聴器助成金について

補聴器の購入費支給は年齢制限がありませんが、身体障害者手帳を持っている人を対象としています。

手帳のない人は対象外となりますが、手帳のない人に対して助成する「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金」があります。

18歳未満の難聴者で障害者手帳の交付がなく、医師の診断で補聴器が必要だと判断された場合に対象となります。また、修理に対して助成している市町村もあります。詳しくは市町村の障害福祉窓口へお問い合わせください。



今回紹介した支給・助成金は市町村によって実施しているところとしていないところがあり、実施しているところでも条件がそれぞれ異なります。また、世帯の所得によって支給金額が変わります。

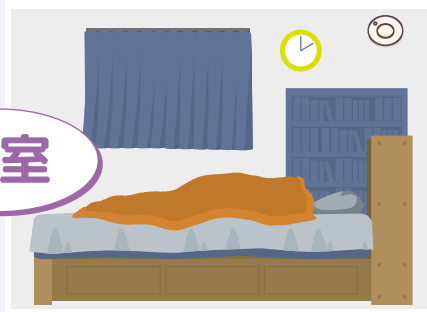
医療機関や補聴器専門店・福祉用具販売店と相談しながら、自分が住んでいる市町村では対象になるのか、いくら支給してもらえるのか確認してから購入手続きを進めましょう。

火災報知器の設置義務について

消防法や市町村の火災予防条例等で住宅用防災機器（火災報知器）の設置が義務付けられています。住宅火災による死者数が増加し、逃げ遅れを防ぐためです。

義務付け

寝室



階段

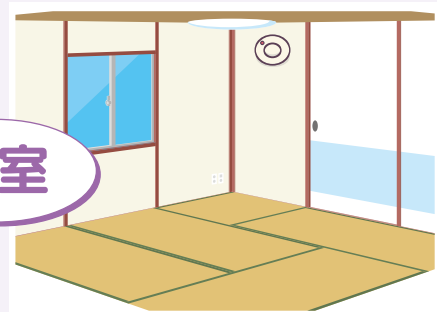


市町村の
条例によって
義務付け

台所



居室



火災報知器に発信器を取り付け、光や振動で火災報知器の警報を知ることができます。これも屋内信号装置として給付申請の対象です。

部屋の中の警報機の音は聞こえても、他の部屋にいると聞こえにくい場合があります。また、就寝時に警報が鳴ることも想定されます。自分に合った機器を取り付けましょう。

◆使ってみよう ひとこと手話◆

「書類」



書く

ペンを持つように手をつまみ、もう片方の手のひらに文字を書くように動かします。



書類（紙）

両手の人差し指で、空間に四角く紙の形を描きます。

〔イラスト提供 長野県〕

「申請する」



申し込み

手のひらに、もう片方の手の人差し指を当て、その形のまま両手を前に動かします。